

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会  
訪問介護事業所ときわ  
重要事項説明書（障害福祉サービス：移動支援サービス）

令和8年2月1日改定

1. 当事業所が提供する訪問介護についての相談窓口

電話 : 082-431-6080  
担当 : サービス提供責任者  
時間 : 8時30分～17時30分

◎ご不明な点は、なんでもお尋ねください◎

2. 事業の目的と運営方針

障害を持つご利用者に対し、東広島市移動支援事業実施要綱等の趣旨に沿って、屋外での移動が困難なご利用者に外出のための支援を行う等、適正な移動支援サービスを提供することにより、地域における自立生活及び社会参加を促すよう、支援を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健、医療及び福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 事業者の内容

(1) 訪問介護事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問介護事業所ときわ
指定番号	3472501877
所在地	広島県東広島市西条西本町24番17号
管理者	吉岡 真美
電話番号	082-431-6080
FAX番号	082-431-6081
事業の実施地域	東広島市西条町、八本松町、志和町、高屋町及び黒瀬町

(2) 事業所の従業者体制

管理者	1人（常勤兼務）
サービス提供責任者	2人（常勤兼務）
訪問介護員	3人以上

(3) 訪問時間等

営業日	月曜日～金曜日（8/13～15、12/30～1/2を除く）
営業時間	8時30分～17時30分 営業時間外は可能な範囲で対応します。

## 4. サービスの内容

### (1) 移動支援サービス

単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供するサービスです。

### (2) 外出の範囲

#### ア 対象と認められる外出

##### 【社会生活上必要不可欠なもの】

- ・金融機関における手続き
- ・相談
- ・社会生活一般で必要と考えられる外出 商店、デパートでの買い物（趣味、嗜好に関するもの） 結婚式、葬式、法事などの冠婚葬祭

※通院、官公庁（国、県、市の機関）での手続きや選挙の投票に係る外出は、居宅介護（通院等介助）、重度訪問介護を利用することになります。

※また、介護保険対象者については、利用可能な介護保険による訪問介護（外出介助）が優先されます。

##### 【余暇活動等社会参加を目的とするもの】

- ・美術館、映画館、コンサート、観劇、カラオケ等
- ・体育館、トレーニングジム、プール等 ・理容院、美容院など

#### イ 対象と認められない外出

##### 【通年かつ長期にわたるもの】

- ・通勤
- ・通学、学童保育、障害者施設への通所、学習塾、習い事
- ・日常的な食材等の買い物

##### 【政治活動及び宗教活動に係るもの】

- ・選挙運動や布教活動

##### 【公的サービスを利用することがふさわしくないもの】

- ・競輪、競馬、競艇、パチンコ等のギャンブルや飲酒・遊興を目的としたもの

## 5. ご利用料金

東広島市が定める基準によるものとします。

移動支援サービスご利用のご利用者のご負担額は、原則として**基本料金の1割負担**となります。ただし、東広島市が決定した支給の範囲を超えたサービス利用は、基本料金の全額がご利用者のご負担となります。

### (1) 基本料金

身体介護なし	(1)所要時間 30 分未満：1,470 円 (2)所要時間 30 分以上：30 分を増すごとに加算する額 680 円
身体介護有り (行動援護含む)	(1)所要時間 30 分未満：3,410 円 (2)所要時間 30 分以上：30 分を増すごとに加算する額 780 円

## (2) 加算料金

ア 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

イ 東広島市からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※ 上記は一般的なケースでありご利用者の状況等により金額が変わることがあります。

## (3) その他の費用

ア 通常の事業実施地域以外への訪問介護サービス提供は基本おこなっておりませんが、事情によりサービス提供した場合は、別途交通費が生じます。

イ 移動支援サービスにおいて、訪問介護員に公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。) また、飲食店等で食事をご利用様と一緒に食べる時に、そのメニューにより訪問介護員の食事代金が1000円を超えるときには超過分をご利用様に負担していただきます。

## 6. サービスご利用に当たってのお願い事項など

- (1) ご利用者又はご家族の方は、ご利用者の体調に変化があった際には、事業所にご一報ください。
- (2) 事業所では、原則としてご利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、ご利用者又はご家族の方と相談させていただきます。
- (3) 従業者に対する贈物や飲食のおもてなしは、お受けできません。

## 7. 非常災害対策

事業所は、非常災害時においては、ご利用者の安全確保を第一とし、迅速適切な対応に努めます。また、事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者等に対し必要な訓練等を行います。

## 8. 緊急時の対応

事業所は、現に訪問介護を行っている時に、ご利用者の健康状態が急変した場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医への連絡等必要な措置を講じます。

## 9. 事故発生時の対応並びに損害賠償

事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 虐待の防止について

事業所は、ご利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必

要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は、管理者の吉岡真美とします。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や支援技術の向上に努めます。
- (4) 従業者が業務に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 11. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を、契約期間中も、契約終了後も、また従業者退職後も洩らさないこととお約束いたします。

事業者は、関係機関、医療機関に対してご利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書によりご利用者の同意を得ることとします。

## 12. ご利用者の人権尊重

事業所は、ご利用者の人権及びプライバシー保護のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うとともに、従業者は、ご利用者に対して、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇します。

## 13. 衛生管理

事業所は、感染症の発生及び蔓延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うとともに、事業所及び従業者は、感染症の発生及び蔓延防止のために必要な措置を講じます。

## 14. 身体拘束の禁止

事業所は、原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととお約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者及びご家族の方に十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 15. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

## 16. 苦情相談窓口

※ご利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口及び苦情解決責任者はサービス提供責任者兼管理者の吉岡真美とします。

利用時間：月曜日から金曜日（祝日・祭日・年末年始を除く）

電話番号：082-431-6080

※第三者委員に苦情を申し出ることができます。

氏名	田原 照美
住所	東広島市八本松町原5686番地
所属	民生児童委員
電話番号	082-429-0456

氏名	呼川 法利子
住所	東広島市黒瀬町南方1689-2
所属	
電話番号	0823-83-0487

※次の公的機関においても、苦情申し出ができます。

機関名	東広島市役所健康福祉部障害福祉課
住所	東広島市西条栄町8-29
電話番号	082-420-0180
FAX番号	082-426-0181
開庁日	月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く） 8時30分から17時15分まで

機関名	広島県福祉サービス運営適正化委員会
住所	広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉協議会内
電話番号	082-254-3419
FAX番号	082-569-6161
開庁日	月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く） 8時30分から17時15分まで 来所の際は事前に電話予約が必要です。

## 16. 協力医療機関

事業者は下記の医療機関と提携し、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応ができるようにしています。

医療機関名	西条中央病院
住所	東広島市西条昭和町 12-40
電話番号	082-423-3050

## 17. 第三者評価

第三者評価の実施状況（有・無）

（実施年月日）令和 年 月 日 （評価機関）

（評価結果）

令和 年 月 日

東広島市移動支援サービスの訪問介護の開始に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地	広島県東広島市西条西本町24番17号
事業所名	訪問介護事業所ときわ
指定番号	3462000344
管理者名	吉岡 真美 (印)
説明者	(印)

私は契約書及び本書面により、事業者から東広島市移動支援サービスの訪問介護について重要な事項の説明を受け同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

<ご利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

<ご利用者代理人（選任した場合）>

（署名代行者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

続柄 \_\_\_\_\_